

仕 様 書

1. 件名

令和8年度東京と神奈川県・山梨県との連携による中東市場向けインバウンドプロモーション業務委託

2. 目的

東京都（以下「都」という。）はこれまで、日本各地の地域や自治体等と連携して、海外市場を対象とした観光プロモーション事業を実施してきた。本事業においては、中東市場を対象に神奈川県、山梨県と連携して共同プロモーションを実施することにより、観光の魅力を相乗的に訴求し、中東市場における神奈川県、山梨県の認知向上を図るとともに、東京との相互送客及び県内の周遊旅行を促進する。

3. 契約期間

令和8年4月6日から令和9年3月31日まで

4. 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

5. 対象市場

中東：GCC*加盟6か国

サウジアラビア、アラブ首長国連邦、バーレーン、オマーン、カタール、クウェート

* Gulf Cooperation Council（湾岸協力理事会）

正式名称：Cooperation Council for the Arab States of the Gulf

6. 全体運営

（1）事業概要

- ① インフルエンサー招聘による FAM トリップ企画運営・情報発信
 - ・ 東京-神奈川県、東京-山梨県において各1本、計2本
 - ・ 各 FAM トリップにおいて同一あるいは異なる2名以上のインフルエンサーが参加すること
- ② 記事広告
 - 東京-神奈川県、東京-山梨県の PR 記事を各1本以上、計2本以上
- ③ 需要調査
 - 東京-神奈川県のみを対象として実施

（2）取り組み姿勢

- ・ 対象市場における東京と神奈川県及び山梨県に対する旅行地としての認知度、訪問意欲、旅行検討状況及び実際の来訪状況等のデータを元に、ターゲット層のニーズ等を十分に調査・分析して、効果的かつ効率的に事業を遂行すること。
- ・ 持続可能な観光の在り方を念頭に置いて事業実施に当たること。
- ・ 都と神奈川県、山梨県の観光産業全体の振興に資するよう、公平な視点と専門的な知見をもって事業を運営すること。

- ・本事業における発信内容は、他人の名誉、信用、プライバシー権、肖像権、著作権、その他の権利を侵害しないものであること。また、公序良俗、一般常識に反する内容でないこと。対象市場の文化、宗教、社会情勢等に十分に配慮し、現地におけるPRとして適切であること。

(3) 体制及び運営管理

- ・本事業における具体的な作業フローを含む実施体制を明確化し、受託決定後速やかに体制図を財団に提出すること。協力先のパートナー会社を含む体制管理を徹底し、内容に変更が生じた際は、速やかに調整するとともに財団に共有すること。
- ・招聘旅行の実施や媒体運営に際して、緊急時の連絡体制図を作成し、受託決定後速やかに財団に提出すること。
- ・詳細な年間スケジュール及び各作業項目の進捗管理表を受託決定後速やかに作成の上、遅滞なく実施すること。月1回の定例ミーティング等で進捗状況を綿密に財団に報告すること。

(4) 連絡調整及び報告

事業実施に際して必要となる連携先への確認・連絡・調整の一切を行うこと。

(5) 使用する素材等の制作・手配及び翻訳について

別紙1「使用する素材等の制作・手配及び翻訳について」に基づいて実施すること。

7. 委託内容

(1) インフルエンサー招聘による FAM トリップ企画運営・情報発信

【FAM トリップ実施概要】

- ・実施時期：9月頃を想定しているが、視察内容に適した時期に実施すること。
- ・対象市場において訴求力の高いインフルエンサーを招聘し、東京と神奈川県、東京と山梨県それぞれにおいて各1本、計2本のFAM トリップを実施する。インフルエンサーは視察・体験し、発見した観光の魅力をSNS 媒体等において発信する。なお、TikTokは使用しないこと。
- ・FAM トリップ日程は以下に記載の期間及び都県の配分を参考に、視察内容にあわせて組むこと。

◆東京と神奈川県

視察日	行程・視察地	宿泊地
—	海外現地発～東京（羽田・成田）着	東京
1日目	東京視察（終日）	東京
2日目	神奈川県に移動、視察	神奈川県
3日目	神奈川県視察（終日）	神奈川県
4日目	神奈川県視察（終日）	神奈川県または東京
—	東京（羽田・成田）着～海外現地着	—

◆東京と山梨県

視察日	行程・視察地	宿泊地
—	海外現地発～東京（羽田・成田）着	東京
1日目	東京視察（終日）	東京

2 日目	山梨県に移動、視察	山梨県
3 日目	山梨県視察（終日）	山梨県
4 日目	山梨県視察（終日）	山梨県または東京
—	東京（羽田・成田）着～海外現地着	—

① 被招聘者の選定

以下の記載を踏まえて複数の候補者を挙げ、招聘可能な時期を確認した上で、最終的な財団の承認を得て被招聘者を選定すること。

- ・人数：インフルエンサー 2 名以上

東京・神奈川、東京・山梨における各 FAM トリップにおいて 2 名以上のインフルエンサーを招聘すること。本事業全体における費用対効果及び効率性を考慮して訴求力の高いインフルエンサーを選定するため、各 FAM トリップの被招聘者を同一とすることも可とする。

- ・インフルエンサー 1 名当たりの所有するアカウント*におけるフォロワー数の合計が 15 万人以上であり、対象市場において高い影響力を有する者を選定すること。また、投稿のエンゲージメント率が高いこと。

* Instagram, Facebook, YouTube 等を想定

- ・旅行者目線で発信を行い、閲覧者に旅行意欲の喚起や具体的な旅行行動を促進できるような影響力・発信力を有すること。
- ・本事業の趣旨を正しく理解し、招聘旅行中の視察・取材先施設や周辺への配慮、修正対応を含む投稿準備、投稿後の報告及び FAM トリップ終了時のアンケート回答を含め対応できること。
- ・財団、都及び神奈川県、山梨県が行う広報活動において、プロフィール、顔写真、招聘旅行中に撮影した本人の写真等の情報公開を承諾していること。

② 情報発信

- ・被招聘者の SNS アカウント等により、SNS のトレンドを踏まえた投稿による情報発信を効果的かつ計画的に行うこと。
- ・各被招聘者は本事業に係る発信を 6 回以上行うこと。
- ・原則として、財団及び都、神奈川県、山梨県による確認を経て投稿すること。
- ・対象市場及びターゲット層に対して効果的な発信方法をとること。動画による投稿やライブ配信等も可とする。
- ・映り込む内容の個々人のプライバシーや BGM を含む著作権に配慮して、投稿を作成すること。

【訴求ポイント】

- ・共通事項

中東市場の動向及び旅行者のニーズを踏まえて、神奈川県及び山梨県、東京ならではの観光の魅力を現地に対して効果的に訴求することのできる観光コンテンツやアクティビティに関する情報発信を行うこと。

中東市場における宗教・文化及びそれらに伴う食事制限等の生活習慣を踏まえて、都県での旅行に対する安心感や、受け入れ体制に関する情報発信を心掛けること。

神奈川県、山梨県への送客を促進するため、都よりも神奈川県、山梨県情報発信の比

重を大きくすること。

- ・神奈川県への訴求ポイント

令和9年3月から同年9月まで横浜市内で開催を予定している GREEN×EXPO 2027 を契機とした県内周遊及び県内各地への誘客促進も踏まえて実施すること。

※参考サイト

<https://expo2027yokohama.or.jp/>

なお、訪問先の選定に当たっては、原則として、令和7年度に都と神奈川県が連携したインフルエンサー招聘によるプロモーション事業*との重複を避けること。ただし、同じ施設等への訪問が有効と判断する場合はこの限りではない。

*主な訪問先は以下のとおり

IMMERSIVE JOURNEY、横浜ランドマークタワー・ランドマークプラザ、みなとみらい21、赤レンガ倉庫、シーバス、大観覧車コスモクロック21、横浜中華街、岡田美術館、箱根遊覧船、小田原城址公園・NINJA 館、新横浜ラーメン博物館

- ・山梨県への訴求ポイント

中東からの旅行者の興味・関心の高い山梨県産の果物の魅力を特に訴求すること。

山梨県が食の多様性に対応した受入環境の整備を目的として推進している「やまなしフードダイバーシティ認証」を受けている飲食店を積極的に行程に含むとともに PR すること。

※参考サイト

<https://www.pref.yamanashi.jp/kankou-sk/yfdc.html>

- ・東京への訴求ポイント

神奈川県、山梨県内の視察先との対比や類似性により、周遊旅行全体でバランス良く相乗的に魅力を訴求すること。

【その他の事項】

- ・財団、都及び神奈川県、山梨県が指定するハッシュタグ等によるメンションまたはタグ付け、拡散効果が高いと思われるハッシュタグを活用すること。
- ・ステルスマーケティングにならないように対策をとること。

③ 被招聘者の参加調整及び招聘行程の企画・作成及び手配・運営等

別紙2「FAMトリップ実施に係る手配について」に基づいて、被招聘者の参加調整、行程の企画・作成及び手配・運営を行うこと。

④ 被招聘者に対するアンケートの実施

被招聘者に対して各言語によるスマートフォン及び PC で回答可能なオンラインアンケートを実施し、回答を日本語に翻訳して、招聘旅行実施後2週間後（目途）に財団に提出すること。

招聘旅行全体及び各訪問先に関する評価やコメント等を得て、各施設や神奈川県、山梨県及び都が今後の運営や PR に活かすことのできる質問項目や回答・評価方法とすること。なお、質問項目については、あらかじめ財団及び都、神奈川県、山梨県による確認をとり被招聘者から漏れなく回答を得ること。

⑤ 効果測定と報告

- ・招聘旅行に関する報告

被招聘者の情報、行程、手配関連及び招聘旅行実施中の様子のわかる写真、前項④のアンケート結果等をまとめて報告すること。

・被招聘者の情報発信の報告

情報発信における適切な KPI を設定し、進捗状況を適宜報告すること。

SNS 投稿後から一定期間、リーチ数、いいね数、閲覧数、シェア数、コメント数及び特徴的な内容、エンゲージメント数・率等各媒体の特性に応じた数値等を計測し、投稿内容とあわせてその結果を報告すること。この期間については、別途財団と協議することとする。

(2) 記事広告

本事業目的を踏まえて、観光プロモーションに適した現地における有力なメディアにおいて、記事広告を2本以上掲出すること。東京と神奈川県、東京と山梨県それぞれにおいて各1本以上とする。

① 記事広告の制作・掲出及びオンライン広告について

- ・記事広告の内容は、前項の招聘旅行における7(1)②情報発信の訴求ポイントを踏まえて企画・構成すること。
- ・記事広告の制作において取材・撮影は必須とはしないが、可能な限り招聘旅行における視察内容を活用して制作し、媒体のターゲットに対して訴求力の高い内容とすること。
- ・紙媒体か、オンラインメディアかは問わない。オンラインメディアの場合、SNS アカウントを含め、複数のメディアにおいて効果的に閲覧記事への誘導と閲覧促進を行うことが望ましい。
- ・当該メディア外においても、記事に誘引するオンライン広告等の施策を実施すること。広告デザインを数パターン制作し、一定期間掲出後、配信効果を適宜検証して高い効果が見込まれるデザインを採用する等、記事広告の閲覧を促進する効果が見込まれる工夫をすること。
- ・メディアによる記事等の発信後は報告及びクリッピングを行うこと。
- ・オンラインメディアにおける記事掲載については、記事広告のPV数、閲覧（滞在）時間及び閲覧者に関するデータ集計・分析も可能な限り行い、報告すること。

② 効果測定及び報告

記事広告出稿における適切な KPI を設定し、その達成に向けて有効な施策を実施すること。進捗状況を適宜報告すること。

③ 令和6年度制作コンテンツの活用について（山梨県のみ）

山梨県分の記事広告として、令和6年度に東京と山梨県の連携によるオンラインプロモーション事業において制作した以下のページの必要な情報の確認と更新をもって、使用することも可とする。その場合は費用を本記事ページの閲覧促進のための広告配信に加えて、山梨県の魅力の認知向上を図る広告施策を実施する等により拡充すること。

- ・東京・山梨の周遊ガイドページ（アラビア語・英語）

<https://voyapon.com/tokyo-x-yamanashi-arabic/>

<https://voyapon.com/tokyo-x-yamanashi/>

- ・取材に基づく体験記事ページ（英語）

<https://voyapon.com/tokyo-and-yamanashi-technology-meets-tranquility/>

(3) 需要調査（東京-神奈川県のみ）

対象市場から東京-神奈川県への旅行先や観光スポット、その他に関する需要調査を行い、分析・報告を行うこと。

（特に東京発神奈川着の旅行について重点的に需要調査を行うこと。）

・調査対象エリア

本事業の対象市場を踏まえて、調査対象として有効な地域や国等を設定すること。

GCC 加盟 6 か国全域または複数、単一の国を選定することも可とする。

・実施方法

BtoC または BtoB、あるいはその両方を対象として、行動データの計測や中東からの訪日旅行者や旅行関心層、中東市場現地の旅行会社に対する需要調査の実施、統計データの分析等、有効な方法により調査プランを設計すること。また、有効なデータ収集が可能な時期を踏まえて、調査全体のスケジュールを立て、実施すること。

神奈川県の観光コンテンツに関するアンケートを実施する場合は、可能な限り、以下のサイトに記載の情報をを用いること。

「Kanagawa Premium Collection」

<https://trip.pref.kanagawa.jp/page/pamphlets-luxury>

・報告

調査結果のローデータ及び調査全体の実施結果、その結果に基づく分析を報告書にまとめて提出すること。

8. 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

9. 秘密の保持

受託者は、「8.第三者委託の禁止」により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

「8.第三者委託の禁止」により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

10. 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」（* 1）第 14 に定めるところによる。

（* 1）https://www.tcvb.or.jp/jp/denshijoho_tokkishiyosho_20260130.docx

11. 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

12. 個人情報の保護等

（1）「公益財団法人東京観光財団個人情報取扱要領」（* 2）を踏まえ、「個人情報に関する

特記仕様書」(※3)に定められた事項を遵守すること。

また、本委託業務の遂行に当たり「8.第三者委託の禁止」により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が本委託業務における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様書」を遵守させること。

(※2) https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_yoryo_20250401.pdf

(※3) https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyosho_20260130.docx

本業務委託で取り扱う個人情報は以下を想定している。

- ① 「7. 委託内容 (2)」で財団が受託者に提供する各連携先自治体担当者の情報(所属、氏名、連絡先等)及び、受託者が収集する取材先関係者、招聘旅行参加者等の情報(所属・役職・氏名・連絡先等)
 - ② 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報(IPアドレスやCookie等)も同様に個人情報とみなす。
- (2) 公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針(※4)及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」(前述※1)に定められた事項を遵守すること。
- (※4) https://www.tcvb.or.jp/jp/security_houshin.pdf
- また、「8.第三者委託の禁止」により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても同様に遵守させること。再委託させる事業者は以下のいずれかを取得している事業者(あるいは今後取得予定である事業者)であることが望ましい。
- ① 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)が運用するISMS適合性評価制度におけるISO/IEC27001と同程度の認証
 - ② 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)の認定するプライバシーマークと同程度の認証
- (3) 電子情報処理業務を行うに当たり、以下の取扱いに留意すること。
- ① 当財団職員を含め、本委託業務の遂行に当たる関係者の氏名/メールアドレス など
 - ② 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報(IPアドレスやCookieなど)も同様に留意すること。

13. 完了報告

(1) 委託完了届

財団所定の「委託完了届」を提出すること。

(2) 報告書

事業全体及び神奈川県、山梨県それぞれの実施内容に関する報告書を作成し、提出すること。報告書の構成は財団と協議の上、決定するものとする。

① 体裁及びデータ形式

A4版、横書きカラー。PPTで作成の上、PDF化した電子データを納品すること。データ形式は内容に応じてExcel等の使用も可。

② 制作したクリエイティブデータ及びその二次使用について整理したリスト

③ 掲出された記事広告等全てのクリッピングデータ。紙媒体の場合はその本誌

14. 支払方法

受託者への支払は、委託完了後の財団担当者による検査終了後、受託者からの支払請求書に基づき 30 日以内に委託料を一括で支払うものとする。

なお、事業費の一部は、各自治体等から直接受託者へ支払う場合がある。その際、自治体等の担当者と直接、連絡・調整を行い、必要に応じて指定の書類等（見積書・委託完了届等）を作成の上、精算処理を速やかに行うこと。

15. その他

- （１） 一部ただし書きのある費用を除いて、本事業に係る全ての費用を委託料に含むこととする。
- （２） 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- （３） 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- （４） 本仕様書に定める委託内容の履行に当たっては、財団、都及び各連携先自治体と協議し、その同意の上で進めること。

連絡先：公益財団法人東京観光財団 観光事業部観光事業課 電 話：03-5579-2683
